

津波災害警戒区域が指定されます

～津波から『逃げる』体制整備のさらなる強化へ～

平成29年2月に「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」が公表されたことから、その想定を踏まえ北海道知事は市町村長の同意を受けて「津波災害警戒区域（以下〔イエローゾーン〕）」の指定を予定しています。

〔イエローゾーン〕に指定されることで一定の開発行為、建築物への制限がかかることはありません。

奥尻町では、当面は〔イエローゾーン〕の指定のみを予定しています。

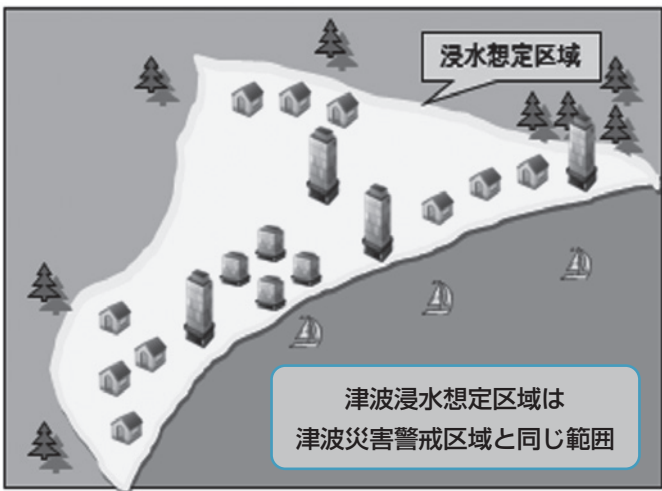
指定手続きに入る前に、〔イエローゾーン〕区域図（案）を令和4年2月25日（金）まで役場にて縦覧に供しますので、希望される方は、総務課情報サービス係までお越しください。



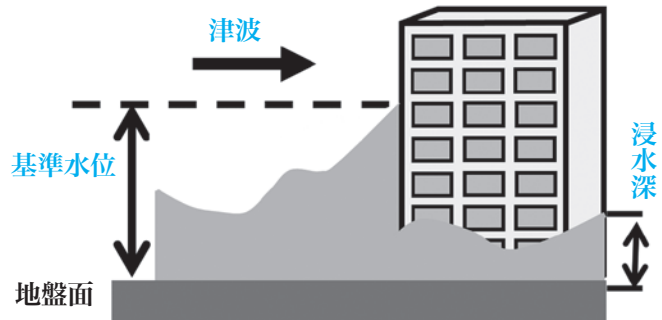
図面の印刷・配布は行いませんが、北海道ホームページでも津波浸水想定区域を閲覧することができます。

◎津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に知らせ、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に逃げることができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達・津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等による警戒避難体制を特に整備する区域である。



『基準水位』は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準になる水位です。



※基準水位は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（図を参照）

▼指定手続きの今後の予定

- 令和4年2月25日まで 奥尻町〔イエローゾーン〕区域図（案）の縦覧
- 令和4年3月上旬 北海道→奥尻町への意見照会
- 令和4年3月中旬 奥尻町→意見照会に同意
- 令和4年4月 北海道〔イエローゾーン〕区域図（案）のHPによる事前公表
- 令和4年5月 北海道〔イエローゾーン〕区域指定の決定・公示
- 令和4年度中 奥尻町〔イエローゾーン〕を反映させた津波ハザードマップ等の作成

防災に関するお問い合わせは…総務課情報サービス係 ☎2-3402（直通）